

和光市公共施設マネジメント実行計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 和光市公共施設等総合管理計画に定める和光市公共施設マネジメント実行計画（以下「実行計画」という。）に関する事項を専門的かつ多様な視点から検討するため、和光市公共施設マネジメント実行計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、実行計画に関する事項を検討し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公有資産の活用に関する知識を有する者
- (2) 官民連携まちづくりに関する知識を有する者
- (3) 建築に関する知識を有する者
- (4) 地域公共交通に関する知識を有する者
- (5) 市の教育委員会の委員
- (6) 公募による市民
- (7) 企画部長

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、委員のうちから市長が指名する者をもってこれに充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、その事務を処理するために必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、資料の提出、意見の聴取その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、企画部資産戦略課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条の規定による報告があった日限り、その効力を失う。